

志津南学区まちづくり協議会会則

令和5年4月16日

志津南学区まちづくり協議会

志津南学区まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、志津南学区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(区域)

第2条 協議会の区域は、概ね志津南小学校の通学区域(以下「学区」という。)とする。

(事務所の所在地)

第3条 協議会は、事務所を志津南まちづくりセンターに置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域住民が主体となって、地域の人びと共通の願いを実現するため、課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人びとが住み続けたいと願うまちづくりのための諸活動を推進し、「憩いと安らぎがあり誰もが安心して住み続けられる町」をめざすことを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 「志津南学区まちづくり指標」に定められたまちづくりに関すること。
- (2) 志津南学区のまちづくりの構想に関すること。
- (3) 志津南学区の住民自治に関すること。
- (4) 地域情報の共有化および地域住民への啓発に関すること。
- (5) 草津市とのパートナーシップによる協働のまちづくりの推進、市が策定するまちづくりの構想、計画等に対する提言等に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第6条 協議会は、協議会に加入する本学区内の町内会(自治会)および活動分野別のグループ(以下「グループ」という。)で構成する。

2 町内会等の会員を、協議会の会員とする。なお、学区内で活動する個人および団体も理事会の承認を得て会員となることができる。

(グループ)

第7条 グループは、理事会で承認された、まちづくり活動に関係する、町内会(自治会)の地域内の各種団体(以下「グループ構成団体」という。)で構成する。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 複数名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は、協議会を構成する町内会(自治会)および団体の会員の中から選出する。

- 2 役員は、任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会長については5年を限度、副会長については3年を限度とする。また、途中交代の場合における任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、理事会にて候補者を選定し、総会の議決を得て選出する。
- 4 副会長は、理事会にて候補者を選定し、総会の議決を得て選出する。
- 5 理事は、町内会長(自治会長)と、各グループ構成団体の内 各専門委員会の代表者と、委嘱団体の社会福祉協議会代表者とする。ただし、副会長就任者は除く。
- 6 監事は、総会の議決を得て選出する。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、協議会の活動の推進を図る。
- (4) 監事は、協議会の会計を監査する。

(代議員)

第11条 協議会に、代議員を置く。

- 2 代議員は、各町内会(自治会)の役員2名(理事除く)および各グループ構成団体の新旧代表者(理事除く)とする。
- 3 各町内会(自治会)の役員2名と各グループ構成団体の代表者の代議員とは、重複しないものとする。
- 4 代議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、途中交代の場合における任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 代議員は、総会における審議・議決のほか、協議会の運営および活動に関して、適宜意見、要望または提案をすることができる。

(顧問)

第12条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問の委嘱は理事会の議決で行ない、任期は役員に準じる。

3 顧問は、会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

(本部)

第13条 協議会に、本部を置く。

2 本部は、会長、副会長、監事、顧問、事務局および広報委員会で構成する。

3 事務局は、協議会運営に必要な事務、会計処理等およびまちづくりセンターの管理運営を行う。

4 広報委員会は、地域情報の共有化及び情報技術啓発支援に関する活動を行う。

(委員会)

第14条 協議会に次の各号に掲げる委員会を置き、当該各号に掲げる活動を行うと共に各委員会が互いに協力し、学区全体の活動に協力する。

(1) 交通防犯委員会 交通、防犯に関する活動

(2) 環境美化委員会 環境美化、整備に関する活動

(3) 青少年育成委員会 青少年の健全育成と異世代交流に関する活動

(4) ふれあい推進委員会 ふれあい活動(ふれあいまつり等)

(5) スポーツ振興委員会 スポーツの振興に関する活動

(6) 人権教育推進委員会 人権教育に関する活動

2 前項に掲げる委員会は、各町内会(自治会)から選出された委員で構成する。なお、活動の安定した運営および活力を高めるため、必要に応じて経験者などの協力員を置くことができる。

3 理事会は、その他必要に応じ、委員会を置くことができる。

(会議)

第15条 協議会に、次の会議体を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 正副会長会

(総会)

第16条 総会は、代議員制とし、代議員で構成する。

2 総会は、協議会の最高議決機関として、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 活動の計画、報告および運営に関すること。
 - (2) 予算および決算に関すること。
 - (3) 役員を選出に関すること。
 - (4) 会則の改廃に関すること。
 - (5) その他総会に付議された事項
- 3 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
 - 4 総会は、代議員の3分の2以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。
 - 5 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。
 - 6 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
 - 7 議事録署名人2名を、出席した代議員の中から議長が指名する。
 - 8 議事録署名人は、議事録を確認して署名する。

(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長および理事で構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) 第5条に規定する活動の執行に関すること。
- 3 定例理事会は原則として隔月開催するものとし、臨時理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 4 社会福祉協議会以外の委嘱団体については、通常は理事会への出席を求めないが、必要に応じ会長の判断にて出席を求めるか、当該団体代表者からの出席要望があった場合に会長の判断にて承認するか、いずれかにより理事会への出席は可能とする。
- 5 理事会には、顧問の出席を求めることができる。なお、監事から出席の要望があった場合は、会長の判断にて承認することができる。
- 6 理事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 8 理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(正副会長会)

第18条 正副会長会は、会長、副会長で構成する。

- 2 正副会長会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 理事会に付議する事項の協議を必要な時期に行い、理事会の円滑な運営を図る。

- (2) 学区住民の「安心」「安全」「生活環境」に直結し、緊急を要するとみなされる課題に関しては、正副会長会は、率先して対応を協議し必要な行動を起こすとともに、理事会への情報共有と付議を速やかに行うものとする。
- 3 定例正副会長会は原則として隔月開催するものとし、臨時正副会長会は必要に応じて会長が招集する。
- 4 会則第 18 条第 2 項(2)で定めた「緊急を要するとみなされる課題」に関する協議の際には、会長の判断により、関連する専門委員会の代表者、委嘱団体の代表者、町内会長(自治会長)の出席を求めることができる。
- 5 正副会長会は、会長(必須)を含む3名の出席をもって成立する。
- 6 正副会長会の議長は、会長がこれにあたる。
- 7 正副会長会の議事は、出席した構成員の全員の同意を得てこれを決する。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第20条 協議会の経費は、会費、賛助会費、寄附金、交付金、助成金、委託料等の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第21条 会費は、町内会(自治会)の会員の戸数に応じた金額とし、1戸あたりの額は次のとおりとする。

(1) 一戸建て、分譲マンション(集合住宅)、家族用賃貸マンション(集合住宅)は
500 円/年

(2) 単身者用・学生用の賃貸マンション(集合住宅)は 300 円/年

2 町内会(自治会)は、4月1日現在の戸数に応じて、4月に年会費を納めるものとする。

(会則の改廃)

第22条 この会則の改廃は、総会の議決をもって行うことができる。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この会則は、平成25年4月28日から施行する。

付則

第1条 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日
の前日までの期間は算入しない。

付則

第3条 この会則は、平成26年4月20日から施行する。

第4条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日
の前日までの期間は算入しない。

付則

第1条 この会則は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日
の前日までの期間は算入しない。

付則

第1条 この会則は、平成27年4月19日から施行する。

第2条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日
の前日までの期間は算入しない。

付則

第1条 この会則は、平成28年4月24日から施行する。

第2条 第9条第2項ただし書きの期間の算定には、平成26年度定時総会の日
の前日までの期間は算入しない。

付則

第1条 この会則は、平成29年4月23日から施行する。

付則

第1条 この会則は、平成30年3月1日から施行する。
会費および代議員制の見直し

付則

第1条 この会則は、平成31年4月23日から施行する。

理事会の開催は毎月から隔月に変更する

付則

第1条 この会則は、令和2年4月19日から施行する。

第14条ふれあい活動(夏まつり等)ふれあいまつり等に修正

付則

第1条 この会則は、令和4年4月1日から施行する。

付則

第1条 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

付則

第1条 この会則は、令和5年4月16日から施行する。

呼称変更

第14条(5)体育振興委員会 体育の振興に関する活動 を

(5)スポーツ振興委員会 スポーツの振興に関する活動 に変更

志津南学区まちづくり協議会会則 施行細則

第1条 この細則は、志津南学区まちづくり協議会会則(以下「会則」という。)第23条の規定に基づき、会則の施行について必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 会則第2条の区域は、別図第1【志津南学区まちづくり協議会の区域および加入町内会(自治会)】のとおりとする。

(組織と主な活動)

第3条 協議会の組織と主な活動は、別図第2【志津南学区まちづくり協議会「組織と主な活動」】のとおりとする。

(グループ構成団体)

第4条 会則第7条のグループ構成団体は、次のとおりとする。

- (1) 交通防犯委員会
- (2) 環境美化委員会
- (3) 青少年育成委員会
- (4) ふれあい推進委員会
- (5) スポーツ振興委員会
- (6) 人権教育推進委員会
- (7) 社会福祉協議会
- (8) 民生委員・児童委員協議会
- (9) 健康推進員連絡協議会
- (10) 少年補導委員会
- (11) 志津南小学校PTA
- (12) 草津・栗東交通安全協会志津南支部

2 協議会への入会または脱会は、理事会に申請し承認を得るものとする。

(地域協働事業実行委員会)

第5条 グループ構成団体の下に実行委員会を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 次年度の会長候補者の選定については、理事会に選考委員会を設けてそこで協議し、その結果を理事会に付議するものとする。なお、選考委員会において適任者が見つからない場合は、理事会にて当年度の役員の中から候補者を選定する

ものとする。

- 2 次年度の副会長候補者の選定については理事会に選考委員会を設けてそこで協議し、その結果を理事会に付議するものとする。なお、選考委員会において適任者が見つからない場合は、理事会にて次年度の役員の中から候補者を選定するものとする。

(グループ構成団体の予算)

第7条 委員会等は、協議会の活動に関して、毎年2月末までに「活動計画を記載した予算書」を事務局に提出する。

- 2 施行細則第7条のグループ構成団体から提出された予算(案)について、新・旧正副会長による予算調整会議を設けて協議し、その結果を理事会に付議する。

(施行細則の改正)

第8条 この施行細則の改正は、理事会の議決をもって行うことができる。

付則

この施行細則は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成25年4月28日から施行する。

付則

この施行細則は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成26年4月20日から施行する。

付則

この施行細則は、平成26年5月2日から施行する。

付則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成27年4月19日から施行する。

付則

この施行細則は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、平成31年4月21日から施行する。

付則

この施行細則は、令和2年4月19日から施行する。

付則

この施行細則は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この施行細則は、令和5年4月1日から施行する。

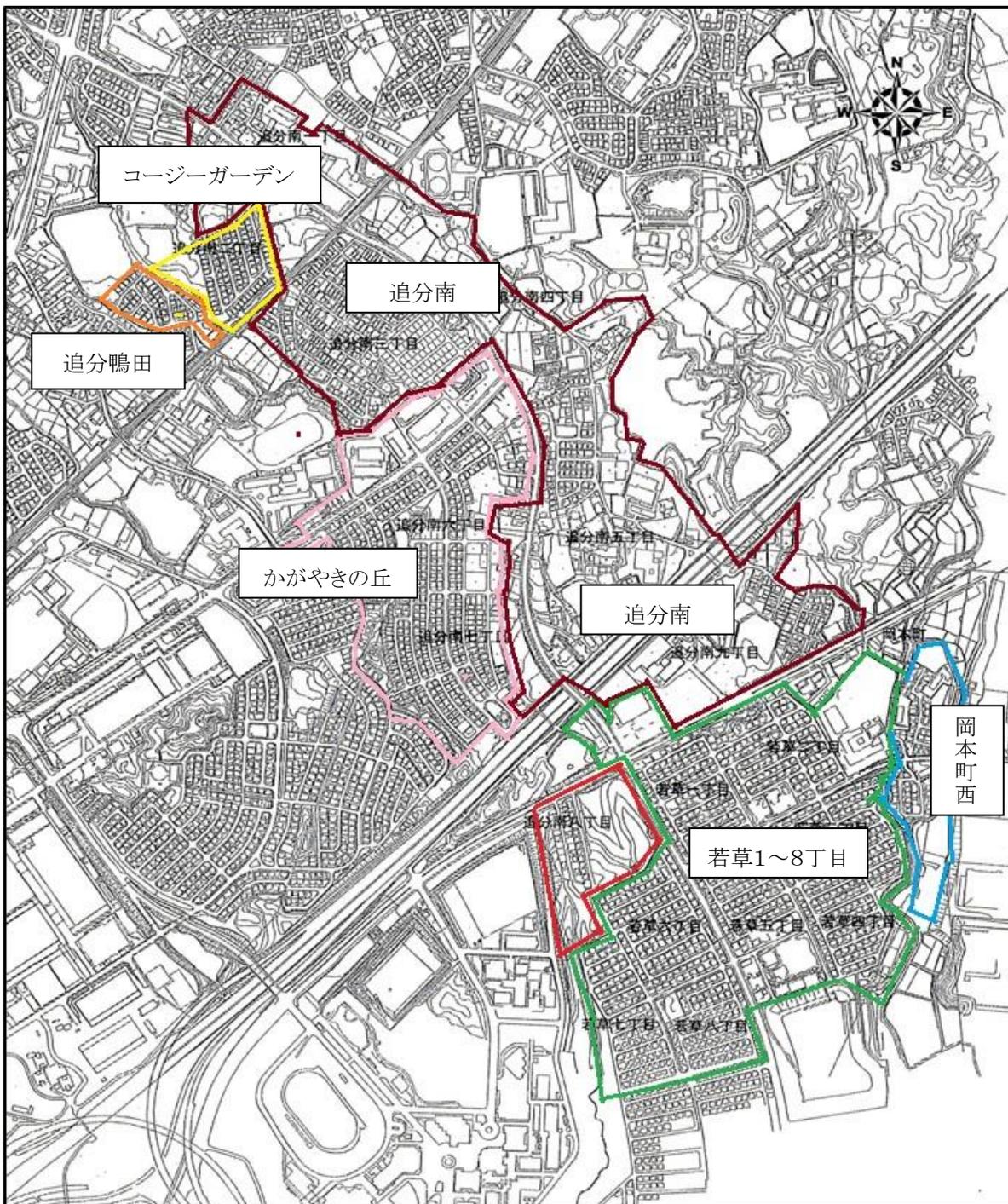
付則

この施行細則は、令和5年4月16日から施行する。

別図第1(第2条関係)

志津南学区まちづくり協議会エリア

志津南学区まちづくり協議会の区域および加入町内会(自治会)



別図第2 (第3条関係)

志津南学区まちづくり協議会組織図

令和5年4月16日 改正

